

第24期 水俣学講義 3回目

「水俣病の歴史と現在 胎児性水俣病患者は今」

2025.10.9

熊本学園大学水俣学研究センター

田尻雅美

水俣学研究センターのあゆみ

水俣学研究
プロジェクト

1999年～原田正純先生によって水俣学研究プロジェクト立ち上げ

研究拠点設立

2005年4月 熊本学園大学（熊本市）に水俣学研究センター
2005年8月 水俣市内に水俣学現地研究センター設立

水俣学講義
開講

2000年～学部授業で福祉環境学入門を開講
2002年～学部授業で水俣学講義を開講
授業は、当センターHP上でライブ中継している

14カ国・地域より60名
ベトナム、フィリピン、アマゾン、カナダ、中国、韓国、インドネシア、インドなど

国際フォーラムの開催

2006年 第1回環境被害に関する国際フォーラム－水俣50年の教訓は活かされたか
2013年 第2回環境被害に関する国際フォーラム－水俣病失敗の教訓を将来に活かす
2018年 第3回環境被害に関する国際フォーラム

8カ国・地域より60名
カナダ、中国、韓国、台湾、新潟、福島、水俣

2005～2009年度文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業に採択
2010年度、2015年度、私立大学戦略的研究基盤形成事業に採択

水俣学とは

- ✓水俣病の失敗の教訓を将来に活かす学問
- ✓専門の枠組みを超えた学際的な学問
- ✓「素人」と「専門家」の枠組みを越え、すべての生活者に開かれた学問
- ✓豊富な真実のある現場に根ざした学問



- ✓一人ひとりの生き方と、現在の社会・経済システムのあり方を問い直す学問
- ✓全ての成果を地元に戻し、世界に発信する学問

水俣病事件から何を学ぶのか

○水俣病が公式に確認 1956年5月1日

↓ 放置された12年

○政府が公害認定 1968年9月26日

○反公害運動 裁判闘争 自主交渉

○水俣病と認定（公害健康被害補償法による）→「補償協定」

○水俣病と認めないままの各種救済措置（水俣病総合対策医療事業）

○しかし、今日でも「水俣病は終わらない」

○水俣病と認定された患者たちは、補償を受けて救われたのか

○水俣病患者へ向けられる差別

○認定申請、裁判、行政不服と水俣病と認めさせるための行動

○水俣病事件が水俣地域に与えた影響は？

○行政は、国・熊本県、水俣市は、地域の住民はどう水俣病と向き合っている？

なぜ、水俣病が起こってしまったのか

なぜ、被害が拡大したのか

なぜ、被害者が差別されるのか

なぜ、水俣病が終わらないのか

水俣病とは [環境汚染による公害病]

チッソ水俣工場の排水に含まれている水銀が無処理のまま海に流され（1932-1968）、魚介類が汚染された。その汚染された魚介類を食べた（食物連鎖）ことによって神経症状などを発症

汚染された魚介類を食べた妊娠中の母親の胎盤を通して胎児も水俣病を発症（胎児性水俣病）

水俣病の症状

感覚障害（特に手先足先の触覚・痛覚が鈍い）、視野狭窄（視界がせまい）、運動失調（スムーズに動けない）、しびれ、頭痛、カラス曲り（こむら返り）など

水俣病の病名

発生当初 「水俣奇病」

1957（昭和32）年 熊大研究班では、「奇病」と呼ぶのは医学的でないなどの理由で発生した地名で「水俣病」と仮称

1969（昭和44）年12月に「公害の影響による疾病の指定に関する検討委員会」（厚生省）は、特異な発生経過、国内外で通用していることから病名を「水俣病」と指定。同委員会は

1970（昭和45）年3月、厚生省公害調査等委託研究「公害の影響による疾病の範囲などに関する研究」で、既に国内外に定着しているという理由から「政令におり込む病名として「水俣病」を採用するのが適当」と報告

被害の状況 (熊本県と鹿児島県) (2025年8月末現在)

水俣病認定申請処理状況 (熊本県・鹿児島県2025年8月末)

県別/項目	処分数		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
熊本県	1,791	13,510	-	254
鹿児島県	493	4,635	2	1,030
合計	2,284	18,145	2	1,284

熊本県：<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/288889.pdf>

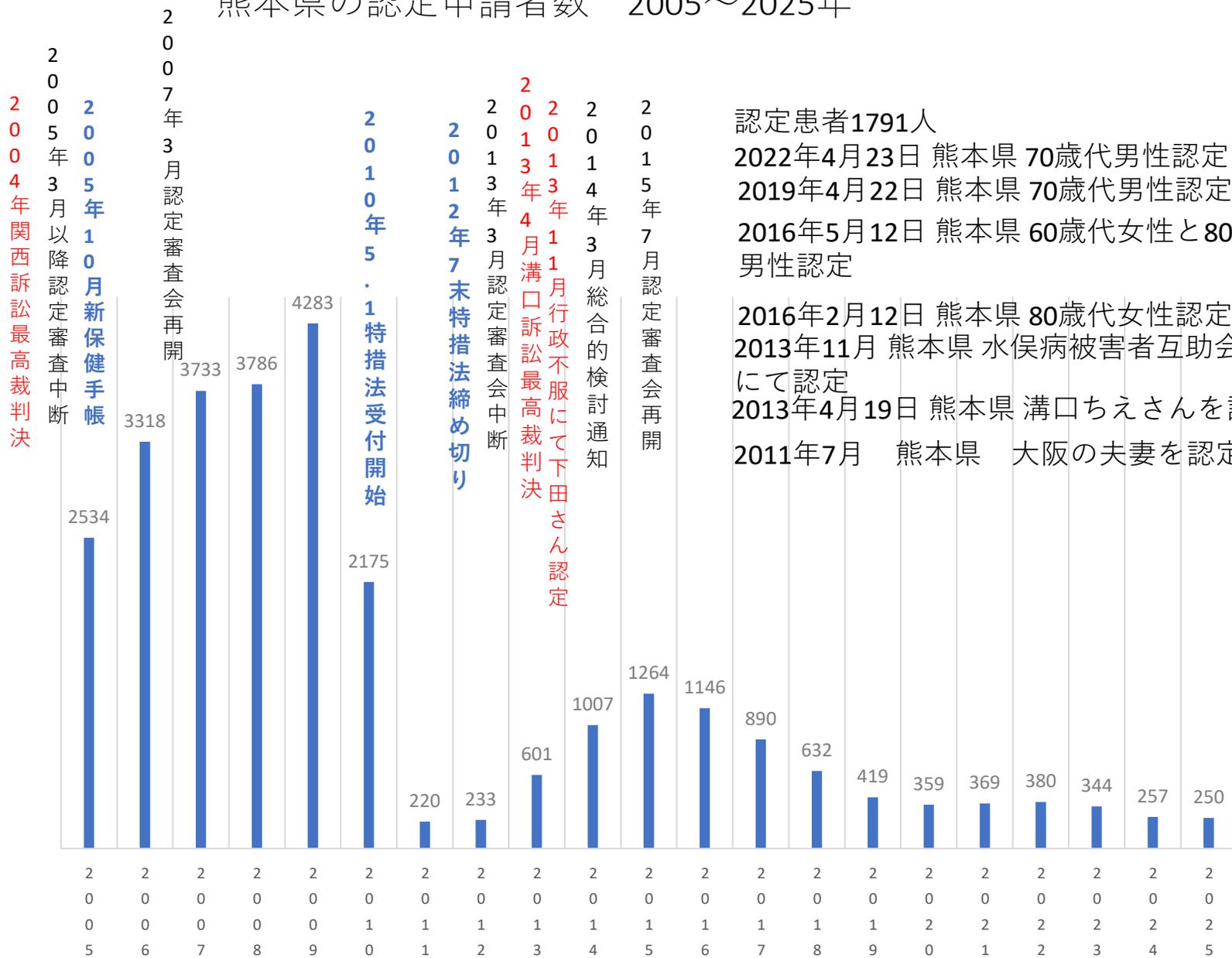
鹿児島県：<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/minamata/toukei.html>

認定患者
熊本県・鹿児島県両県
2,284人
2024.8.1現在
生存 221人*
死亡 2,038人

* | 2024.9.8熊本日日新聞朝刊25面参照)

救済策対象者	熊本県	鹿児島県	備考
1995年政治的和解 総合対策医療事業	12,374人 (医療手帳11,152人、保健手帳1,222人)		平成27年環境白書 314~315P
2005年10月~2010年7月 総合対策医療事業	28,364人 (保健手帳)		平成27年環境白書 314~315P
特措法による給付対象者： 被害者手帳	22,816人	13,545人	2014年8月29日熊本県報道資料
各種救済策合計人数 (熊本・鹿児島県)	77,099人		

熊本県の認定申請者数 2005～2025年



認定患者1791人

2022年4月23日 熊本県 70歳代男性認定 3年ぶり

2019年4月22日 熊本県 70歳代男性認定

2016年5月12日 熊本県 60歳代女性と80代で亡くなった男性認定

2016年2月12日 熊本県 80歳代女性認定

2013年11月 熊本県 水俣病被害者互助会男性行政不服にて認定

2013年4月19日 熊本県 溝口ちえさんを認定

2011年7月 熊本県 大阪の夫妻を認定

水俣病の補償・救済

1959年12月30日	見舞金契約（チッソと水俣病患者診査協議会で認められた患者）
1973年7月	補償協定締結（チッソとの協定、認定された患者のみが対象）
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律（水俣病患者）
1974年12月	認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」
1996年	水俣病総合対策医療事業 「医療手帳+一時金」 「保健手帳」
2005年	水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」（新保健手帳）
2005年	治療促進事業（確定原告に対する医療費などの支給）国との委託契約
2009年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法「被害者手帳+一時金」 「水俣病被害者手帳」

水俣病にかかわる様々な手帳

水俣病患者と認めないまま給付される手帳



種類が多く、当事者たちは、
違いを理解していない人も多い

これら以外に裁判で認められた人の手帳
がある

認定された方の「水俣病患者手帳」
(同じ手帳だが色が違う。)



水俣病公式確認

1956年 4月21日	5歳4か月の女子が脳症状（歩行障害、言語障害）を主訴としてチッソ附属病院小児科を受診
4月29日	2歳11か月の妹も同様の症状でチッソ附属病院小児科を受診
5月 1日	水俣保健所に「新日窒水俣工場附属病院に脳症状を主とする原因不明の患者が入院、漁村地区に原因不明の中枢性疾患が多発している」と患者4例の発生を報告

この保健所に届けられた5月1日が後に「水俣病公式確認の日」

水俣奇病対策と救済措置 発生当初「奇病・伝染病」

<p>1956年 5月28日</p>	<p>「水俣市奇病対策委員会」（水俣保健所、市医師会、市立病院、チッソ附属病院、市衛生課で構成）が発足し、患者の措置・原因究明にあたる。</p> <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>伝染病と早合点して因襲的な考えから、ひたむきに患者発生を隠蔽していた。</p> </div>
<p>7月27日</p>	<p>伝染病「擬似日本脳炎」とし、市隔離病院（避病院）に隔離 （日本脳炎に準じ、伝染病の防疫措置に従い実施） * 医療費負担がない</p>
<p>8月</p>	<p>奇病発生地域の消毒（消化器伝染病及び日本脳炎に準じて実施） 井戸の消毒、患者発生自宅の消毒及び単族駆除</p>
<p>8月 3日</p>	<p>熊本県衛生部が、厚生省に「原因不明の脳炎様疾患多発」を報告</p>
<p>8月30日</p>	<p>熊本大学病院藤崎台分院、隔離病棟に「学用患者」として収容 * <u>医療費負担がない</u> 水俣市：1957年5月27日入院患者の付添人に食費月額4,000円を支給</p>

1958（昭和33）年平均月収16,608円 <https://nenji-toukei.com/n/kiji/10023/>

<p>1956年 11月3日</p>	<p>熊本大学研究班「伝染性疾患は<u>否定</u>、ある種の重金属中毒、特にマンガ ンが疑われる。人体への侵入は<u>魚介類</u>による。」 その汚染原因はチッソの工場排水が注目される</p>
<p>1957年 2月</p>	<p>熊大：水俣湾内の漁獲禁止必要</p>
<p>8月</p>	<p>16日 熊本県は、厚生省（当時）に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について、 <u>食品衛生法</u>（1953（昭和28）年）適用の是非について照会 水俣市漁協、地先漁業の<u>自粛</u>を組合員に通告</p>
<p>9月</p>	<p>厚生省（当時）は 湾内魚介類すべてが有毒化した根拠はない</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明 らかな根拠が認められないので、当該特定地域にて漁獲された魚 介類のすべてに対し食品衛生法第4条第2号を適用することはで きないものとする」昭和32年9月11日、厚生省公衆衛生局長</p> </div>
<p>10月</p>	<p>15日 水俣市奇病対策委員会：12人（うち3人死亡）を水俣病と決定。 水俣市：奇病49世帯の実態調査。生活扶助17世帯など</p>
<p>12月</p>	<p>26日 水俣市：奇病世帯に更生資金貸出（14世帯 64万円）</p>

1958年 8月	<p>15日 水俣市議会対策特別協議会、水俣湾一帯の漁獲、食用自粛を促進することを決定</p> <p>15日 水俣市奇病対策委員会、水俣湾の魚を食べないように地元へ自粛を要望、患者宅の視察</p> <p>21日 熊本県、熊本県漁連関係漁協等へ水俣湾内での操業厳禁を指導通達</p>
1958年 11～12月	「工場排水などの規制に関する法律」「公共用水域の水質保全に関する法律」（水質保全2法）1959年3月1日施行
12月	水俣市立病院に水俣病専用仮病棟完成、患者11人収容
1959年 7月	<p>8日 熊本県議会「水俣病特別対策委員会」設置</p> <p>14日 水俣市立病院に水俣病専用病棟落成、29人が公費入院 熊本大学研究班会議で有機水銀説報告</p>

1957（昭和32）年度 患者発生状況	49世帯 64人（水俣病事件資料集上巻361 p）
1957（昭和32）年度 生活保護適用状況	17世帯 （水俣病事件資料集上巻361 p）
1957（昭和32）年度 世帯更生資金貸付	17人（水俣病事件資料集上巻364 p）
1959（昭和34）年 患者発生状況	63世帯 79人（死亡32人含）（水俣病事件資料集上巻542 p）
1968（昭和43）年 患者発生状況	89世帯 111人（水俣病事件資料集下巻1734 p）
1970（昭和45）年 患者発生状況	121人（胎児性23人、死亡46人）（企業の責任296 p）

チッソは？

1958年9月	排水を水俣湾に注ぐ百間港から水俣川河口に変更
1959年9月	爆薬説：日本化学工業協会（日化協）大島理事、旧軍隊が水俣湾に捨てた爆薬が原因
10月6日	チッソ附属病院ネコ実験で <u>水俣病の発病を確認</u> →公表されず

被害は更に不知火海沿岸に**被害が拡大**（海の汚染と患者の発生）

水俣市→熊本県→関係省庁
原因究明・危険海域指定・漁業禁止と区別立法など陳情

10月21日	通産省：チッソに排水を戻すことと排水浄化装置をつけることを指示
12月19日	チッソ：サイクレーターを中心とする排水処理設備を完成→のちの裁判で明らかになるが、全く効果のないものだった

事件名称	提訴	原告	被告	内容	
水俣病刑事事件(刑事)	1976年 5月4日	地方 検察庁	元チッソ 社長・元 チッソ水 俣工場長	患者6人を死亡、1人に傷害を与えたとして、業務上過失致死傷害罪で起訴	79.3.22・一審判決・有罪・禁固2年執行猶予3年(被告控訴) 82.9.6・二審判決・控訴棄却(被告上告) 88.2.29・上告棄却(チッソの刑事責任が確定)

- チッソ元社長ら有罪確定 水俣病刑事事件、32年ぶり決着

朝日新聞1988年3月2日 朝刊

胎児への致死罪成立 全被害者を一体視、時効未完成

最高裁上告棄却

朝日新聞1988年3月2日 朝刊

メチル水銀を含む工場排水を熊本県の水俣川にたれ流し、水俣病患者を発生させた、として**チッソ**の元幹部の**刑事責任**が追及された「水俣病刑事裁判」の上告審で、最高裁第3小法廷（安岡満彦裁判長）は1日までに、同社元社長吉岡喜一被告（86）＝東京都大田区田園調布1丁目＝と、同元水俣工場長西田栄一被告（78）＝練馬区関町南2丁目＝の2人に対しともに業務上過失致死罪で有罪（禁固2年、執行猶予3年）を言い渡した1、2審判決を支持、被告側の上告を棄却する決定をし、通知した。決定は、職権によって1、2審で争われた論点に言及、（1）胎児性水俣病にも業務上過失致死罪は成立する（2）7人の被害者全員について公訴時効は完成していない、との注目すべき見解を示した。決定は4裁判官の全員一致による。

<水俣病刑事事件>昭和50年1月、水俣病の患者側が**チッソ**歴代幹部を殺人・傷害罪で告訴。熊本地検はこれを受け、吉岡元社長ら2被告を、成人5人を水俣病、2人を胎児性水俣病にかからせ、うち胎児性患者1人を除く6人を死亡させた、として業務上過失致死傷罪で起訴した。1審の熊本地裁は54年3月、死亡した胎児性水俣病の上村耕作君と成人の船場岩蔵さんの2人について致死罪の成立を認め、残る5人の致死傷については免訴の判断を示した。2審の福岡高裁も57年9月、1審の結論部分を支持し、被告側の控訴を棄却。これに対し、被告側が上告していた。

患者たちは？ 患者とその家族の生活は窮乏、孤立

1957年8月	水俣奇病罹災者互助会結成（後に水俣病患者家庭互助会）
---------	----------------------------

↓

1959年11月25日 チッソ工場へ 補償金2億3千万円 一人当たり 300万円を要求
--

→

チッソ工場側 「厚生省の発表では、病気の原因と工場排水との関係はなんら明らかにされていない」

1959年11月	水俣市に（11/21熊本県に陳情）被害補償の陳情
	工場前に座り込み

「魚をとっても売れない。それで漁民の暮らしだから食うの困っているのです。」 「もう、本当に食うか食わず、米代も皆働けないから、ないわけです」 「（前略）私たち正門に座り込んでおってはずかしい思いをしながら、従業員の人にさえも私たちは隠れながら、座り込みをやっておりました。」

見舞金契約 1959年12月30日 調印

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金 成人	10万円/年
年金 未成年者	3万円/年 (成人に達したら5万円/年)

水俣病紛争調停委員会 1959年11月24日発足
寺本熊本県知事
岩尾熊本県議会議長
中村止水俣市長
河津県町村会長
伊豆熊日社長

「将来、原因が工場排水と決定しても 新たな補償要求は一切しない」条項。

責任の所在もない。

その後、水俣病がチッソ株式会社を原因とする公害と認められる1968年まで被害者たちは放置。

* 1959年12月25日

厚生省 水俣病患者診査協議会設置 (臨時)

(1961年9月 14日水俣病患者診査会発足 (主管：熊本県衛生部))

水俣病は終わったことに

1962年11月 胎児性水俣病が認定

「この案を呑まなければわれわれ調停委員会は手を引くといわれ、患者達は、生活の苦しさで孤立した闘いのなかで、ついに涙を飲んでその「見舞金契約」に調印した。」

原田正純：『水俣病』岩波新書
1989年 p 60

脳性小児麻痺の多発

水俣病の発見とほぼ同じ頃に水俣病と発生時期も発生場所も同じ地区に、生まれつきの脳性小児麻痺患者が多発

これらの患者達は汚染された魚貝類を食べていなかった

1956年8月29日 チッソ付属病院の細川一医師が脳性小児麻痺の多発について報告

当時の医学会では、胎盤は毒物を通さないのが常識であったため、水俣病の被害が胎児にまで及ぶとは考えもつかなかった。

水俣病多発地域の昭和30年から33年までの出生数と水俣C.P.との割合
茂道では出生65例中患者4例（6.2%） 月浦では32例中3例（9.4%）
湯堂では62例中6例（9.7%） 百間では98例中1例（1%）
柏戸明神では25例中3例（12%） 米ノ津では45例中2例（4.4%）
この地域での327例の出生児のうち19例（5.8%）が水俣C.P.であった。
原田義孝「胎児性（先天性）水俣病」熊本大学医学部水俣病研究班『水俣病－有機水銀中毒に関する研究－』1966年
* 当時日本の脳性小児麻痺、全出生児に対する発生頻度は0.2～0.6%（Ingram、鹿間、安川、文部省肢体不自由者統計）
C.P. = 脳性小児麻痺

原因不明

- 奇病、かわいそうな存在でなく、差別の対象
- 親が差別から守る

親たちは周囲の患者の発生の仕方や、子どもの症状、自分たちの魚の食べ方から「うちの子は水俣病に違いなか」

行われた検査

- ① 採血
- ② 髄液の採取
- ③ 糞尿の採取
- ④ 聴力
- ⑤ 血圧
- ⑥ 心電図
- ⑦ 毛髪水銀

- 調査した病院
- 水俣市立病院
- 水俣保健所
- 熊本大学医学部
- 九州大学医学部

呼び出しがあると「今度こそは診断をつけてもらえるのでは」と期待して出かけて行っていた。

「あるとき、子どもたちが市立病院に皆集められて一晩がかりで検査されたことがありました。脊髄液を採ったり、頭のレントゲンを撮ったりされて、子どもたちがヒィヒィ泣くのを、親たちは耳をふさいで廊下で待ちました。それでも「脳性マヒ」のくりかえし。かげではずいぶん“ヤブ医者”と言いついたり、面と向かって「どしこ検査すれば気のすおとですか」

母親は「そんな頃は、水俣病という診断さえつけば治療を受けてようなる（治る）ちおもっとったんですな」

胎児性水俣病の認定

細川ノートには、1957年8月から記載されており、疫学的に水俣病と関連があると考えられたが、

熊本大学小児科や水俣保健所は認めるのに慎重で「病理解剖よるほかなし」と言うばかりであった。
(水俣病研究会編「解説 胎児性水俣病認定の遅れ」『水俣病事件資料集下巻』葦書房有限会社1996年7月、p981)

1961年3月	一人の脳性小児まひ患者が死亡し解剖され、その結果4か月後にその子どもだけが、胎児性水俣病と認められた。他の子どもたちは、認められず。
---------	--

役所の人 一人は水俣病とわかったが、ほかの子どもたちがみんなそうだということはわからないので、もう一人死ぬとわかる

1962年9月15日	もう一人の胎児性患者が死亡し解剖され、その結果、胎盤を經由した水俣病であることが証明された。
------------	--

1962年11月	胎児性水俣病 16人が認定 2011年現在、原田正純調査では、胎児性水俣病患者 68人
----------	--

1 水俣病の本態とその原因

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによつて起つた中毒性中枢神経系疾患である。その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂食することによって生じたものと認められる。**水俣病患者の発生は昭和35年を最後として、終息しているが、これは、昭和32年に水俣湾産の魚介類の摂食が禁止されたことや、工場の廃水処理施設が昭和35年1月以降整備されたことによるものと考えられる。**（下線筆者）

2 これまでの経緯と今後の措置

(1) 経緯

(イ) 水俣病については、厚生省は昭和31年以來その原因究明と対策にあたるとともに、食品衛生調査会に水俣食中毒特別部会を設け、慎重に調査、審議した結果、昭和34年11月に厚生大臣に対してその答申が提出された。

また、患者に対しては昭和38年以來県、市と協力して患者の医療対策を進めてきた。

(ロ) 昭和34年12月新日本窒素肥料株式会社と患者グループとの間において民事上の和解が成立している。

(ハ) 昭和35年2月政府全体としての総合的見地より、水俣病の原因究明と対策を検討するため、経済企画庁に「水俣病総合対策協議会」を設け数次にわたる検討が行なわれた。

(ニ) 本件の最終結論に関しては、本年7月経済企画庁長官と厚生大臣の話し合いにより、直接人の健康の被害にかかわる問題であるので、公害対策基本法の主務大臣が行なうこととされた。

1968年5月	チッソ工場 アセトアルデヒド製造停止
9月	政府が水俣病は公害と認定
患者達	チッソと補償交渉を迫る
チッソ	「補償基準の目安がない」と具体策を出さず進展せず。厚生省に補償基準をつくる委員会設置を申入れ
厚生省	「水俣病補償処理委員会」を設置することになり、患者に対して「委員の選任は厚生省に一任し、 <u>結論には異議なく従う</u> 」という確約書を求めた
患者達	確約書を提出し厚生省に依頼する人達。 患者79人
	チッソと直接交渉する人達
	「見舞金契約」の二の舞を踏まないと決意した患者と家族29世帯112人（患者42人）は1969年6月14日に熊本地裁にチッソの責任を追及するために提訴
1973年3月	水俣病第一次訴訟 原告勝訴判決
7月	チッソと患者の間で「補償協定」締結
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律

患者たちや支援者が闘い得た補償

		公害健康被害の補償などに関する法律		
施行年月		昭和48年10月(旧法は昭和44年12月公布)		
		水俣病認定患者とチツソとの補償協定		
申請期限		なし		
給付内容(金額は2015年)		Aランク	Bランク	Cランク
チツソが直接負担	一時金	1800万円	1700万円	1,600万円
	終身特別調整手当	177,000円/月	91,000円/月	71,000円/月
	医療手当入院	15日以上36,200円、8~14日34,200円、1~7日25,100円		
	医療手当通院	1日以上 25,100円		
	医療費	チツソが全額を負担		
	介護費	45600円		
	葬祭料	558000円		
金 患者医療生活保障基	針・灸治療費/療養費	回数・金額に上限なし		
	温泉治療券(年間/本人家族分の総計)	65600円	65600円	49200円
	その他	おむつ手当10000円、介添手当22,950円、香典100000円、マッサージ治療費1回1000円(年25回以内)、胎児性患者就学援助費(年間)小学生50300円・中学生74100円、通院交通費10km未満270円・20km未満400円・20km以上600円・離島680円		

公健法 認定制度が及ぼしたものの

医師に水俣病と診断されても、認定審査会で水俣病と認定されないと水俣病患者として認められず、補償を受けられない。

水俣病の未認定問題が大きな社会問題。認定申請者は増加。

裁判で解決を求める2000人以上の原告のいるマンモス訴訟が熊本、福岡、京都、東京の地裁で提訴

1990年9月 東京地裁「水俣病問題の早期解決のためには話し合いによるほかない」

水俣病被害者も高齢化
「**生きているうちに救済を**」 苦渋の決断

水俣病事件史上初めて
和解を勧告

1995年～1996年 政府による最終解決策に基づく和解協定
責任の所在のないもの・・・ 「水俣病総合対策医療事業」
和解協定案を受託
訴訟に加わっていない患者各団体も解決策に調印
関西訴訟だけが調印せず。

1995（平成7）年 政治決着

「今回の救済対象者は、認定申請が棄却される人々ではあるが、水俣病の診断が蓋然性の程度の判断であり、公健法の認定申請の棄却は、メチル水銀の影響が全く無いことを意味するものではないことなどに鑑みれば、救済を求めるに至ることには無理からぬ理由がある」

（最終解決策の付属文書1）

2004年10月 チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決

1.責任について	国・県の責任が明確
2.対象者の要件(病像)	疫学条件+感覚障害だけの水俣病
3.賠償内容	1人当たり400万円～800万円

国:水質保全法、工場廃水規制法に基づくチッソ水俣工場に対する排水規制権限を行使しなかった不作為の違法
 熊本県:漁業調整規則に基づく有害な物の除害設備の設置を命ずる等の排水規制を行なわなかった違法

患者たちの新たな動き

- ・ 認定申請者が急増
- ・ 被害者の運動が広がった
- ・ 裁判も

水俣病患者と認めるのではなく、水俣病にもみられる症状がある人が対象

2010年 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

新たな区分の水俣病患者→水俣病被害者
胎児性・小児性患者の切り捨て→出生年で区切る(昭和44年)
加害企業の救済→チッソ分社化
国・県の行政責任は問わず
水俣病実態は不明 (被害地域・被害年数・被害者数(患者数))

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による救済 (2010（平成22）年4月1日施行)

水俣病は、その発生から半世紀以上にわたり、水俣病の被害者に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な影響を及ぼしており、今なお新たに多くの方々が救済を求めている。こうした事態を看過することはできないことから、救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図るため、水俣病被害者の救済及び水俣病の解決に関する特別措置法が制定された。

特措法に基づく取組に関しては、いのちを守るとの基本的な考え方の下、これまで関係各方面から広く意見を聞くように努めてきたところであり、水俣病被害者を迅速かつあたう限り救済するため、メチル水銀へのばく露や症状に関する要件を適正で可能な限り幅広いものとし、また、対象となる方の判定のプロセスを公正で可能な限り丁寧なものとする^{こととして}、検討を行ってきた。このような検討の結果を踏まえ、特措法第5条及び第6条の規定に基づき、救済措置の方針を次のように定める。（下線筆者）

新潟水俣病第4次訴訟和解	団体加算金：2億円
水俣病不知火患者会集団訴訟 和解	団体一時金：29億5千万円
水俣病被害者芦北の会（村上喜治会長、294人）	団体加算金：1億6千万円
水俣病被害者獅子島の会（滝下秀喜会長、88人）	団体加算金：4千万円
水俣病出水の会（尾上利夫会長、3782人）	団体加算金：29億5千万円

<p>チッソと紛争終結の協定→対象者は、今後一切の裁判や自主交渉、患者認定の申請をしないことなどを約束</p> <p>チッソ負担：一時金と団体一時金 調印に立ち会い</p>	
小林光	環境省上席参与
村田信一	熊本県副知事
宮本勝彬	水俣市長

<h3>あいまいにされたこと</h3> <p>「水俣病の発生・拡大に対する行政責任」</p> <p>「水俣病患者としての補償」</p>

1996年政治的解決以降
 救済の対象者は**水俣病ではない**が一定の症状があり、
 「救済を求めるには無理からぬ理由がある。」

2013年4月	溝口訴訟最高裁判決 原告勝訴 現行認定基準（52年判断条件）によって棄却とした熊本県の判断を覆した
---------	---

「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」

平成26年3月7日
環境省総合環境政策局環境保健部長

2.総合的検討の内容

(1) 申請者の有機水銀に対するばく露

①申請者の体内の有機水銀濃度	汚染当時の頭髪、血液、尿、臍帯などにおける濃度
②申請者の居住歴	住民数に比してどの程度の数の公健法等に基づく水俣病の認定があったかを確認すること
③申請者の家族歴	同居家族等の中に、公健法等に基づく水俣病の被認定者がいるかどうか、どの程度いるか
④申請者の職業歴	同居していた家族等が、漁業等の魚介類を多食することになりやすい職業に従事していたか、その内容と期間

【背景・目的】

2005年から健康・医療・福祉相談を開始し有機水銀の影響を受けた不知火海沿岸住民の健康・生活問題の相談を行っている。これにより、潜在的な被害の実態把握と施策の課題を明確化するとともに水俣・芦北地域への社会的貢献にもつながっている。

【方法】

期間：2005年10月～2019年9月
 対象者：健康・医療・福祉相談を受けた587名
 調査者：当センターの医師・看護・福祉免許所持者

表1 各年の相談者数

年	人
2006	9
2007	29
2008	35
2009	68
2010	66
2011	60
2012	144
2013	43
2014	22
2015	15
2016	22
2017	17
2018	42
2019	15
合計	587

表2 相談年の水俣病多発時期生まれの人数

出生年代	1930年代	1940年代	1950年代	1960年代	1970年代
2006	1	2	3	2	0
2007	1	6	17	4	0
2008	9	2	11	2	1
2009	12	18	19	13	1
2010	15	17	23	6	0
2011	6	13	20	13	0
2012	10	25	21	18	9
2013	2	1	4	2	1
2014	0	2	3	4	1
2015	0	0	2	1	0
2016	0	1	1	1	1
2017	1	0	1	1	0
2018	0	2	3	0	0
2019	0	0	1	0	0
合計	57	89	129	67	14

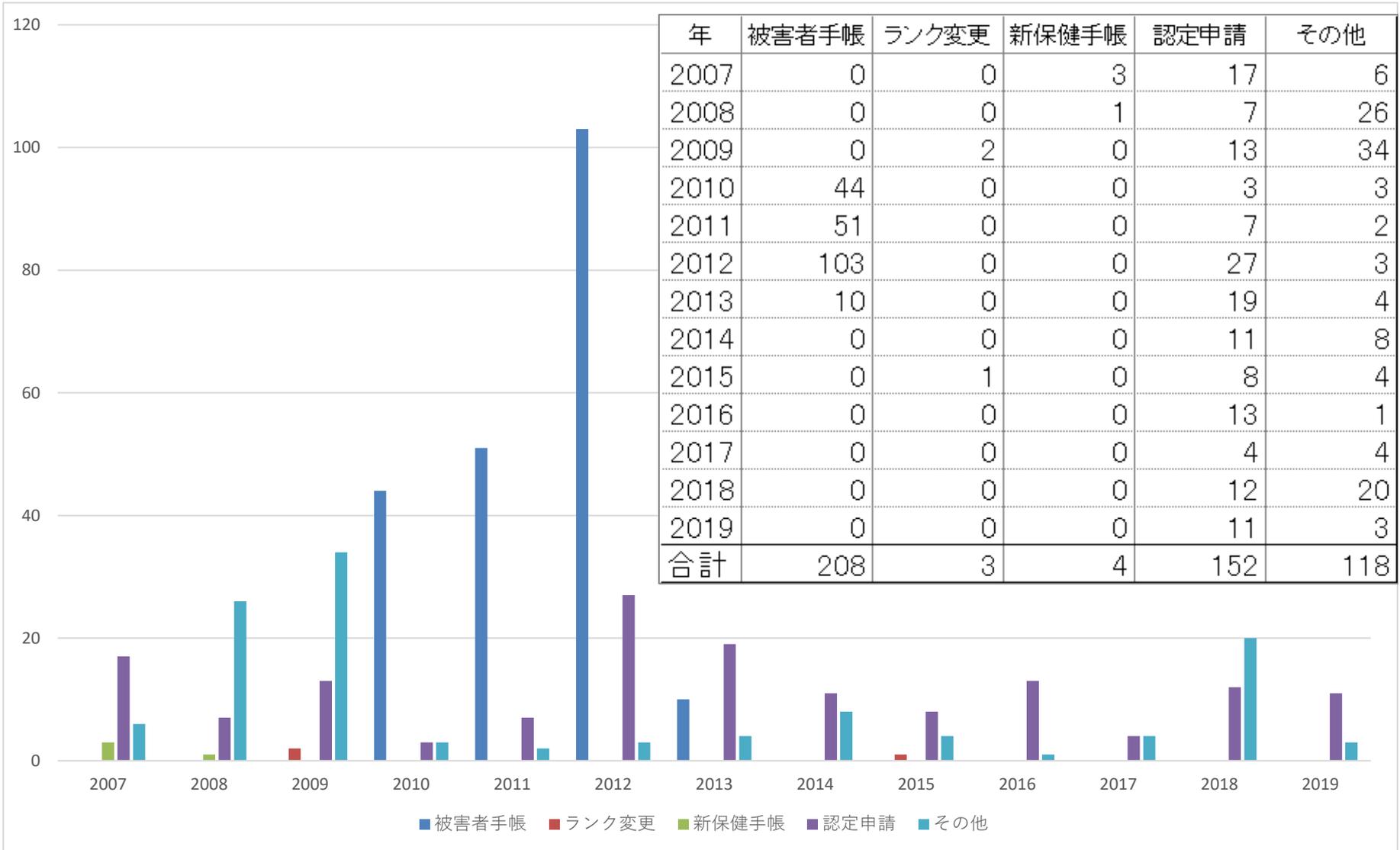
調査データより作成

調査データより作成

【考察・結論】

相談者の年代は1950年代、1940年代、1960年代の順であった。つまり胎児性・小児性水俣病世代が何ら補償・救済を受けておらず、放置されている方が多く残されていることが表面化
 相談者の多くは、家族・親族内に認定患者や救済策対象者がおり、自らも汚染地域に生まれ育ち、水俣病に特有の四肢末端優位の感覚障害があり、しびれ感や耳鳴り、からす曲がり（こむら返り）といった症状がみられた。チッソが水俣病の原因物質である排水を流しはじめた1933年から水俣湾の安全宣言が出された1997年までの被害調査が必要。

健康・医療・福祉相談者の目的



胎児性・小児性水俣病患者の自立への回路

支援者や当事者が生活の場、活動の場を作っていた

年	活動拠点	内容
1972	若衆宿	孤絶を余儀なくされていた10代、20代の胎児性患者らが、生きる意味を求めて若衆宿に集まった1972-1980 (2020/5/16毎日新聞)
1974	相思社	患者達の交流の場・生活支援、支援者たちの活動拠点、医療基地、共同作業場など。将来は『胎児性患者も含む患者を核とする労働コロニー』にまでしたい
1977	反農連水俣袋地区生産者連合	本来の人間らしい生活をしながら、弱く切り棄てられる生産者同士の絆を深め、水俣のみかんを通じ、全国に水俣病事件を伝え、自らの生活を据え返す契機にしたい
1982	生活学校	共同生活をし、農作業、家造りをして、夜は水俣病などの学習会などから近代を見直していく作業を行う場
1983	今から一步の会	水俣の障害者、高校生達などで水俣の障害者問題を考える
1987	浮浪雲工房	紙漉き、和紙作りを障害者、水俣病患者と共に働く場

胎児性・小児性水俣病患者の自立への回路

支援者や当事者が生活の場、活動の場を作っていった

年	活動拠点	内容
1987	水俣せっけん工場	水俣病の被害者、チツソ労働者、水俣市民54名の出資で、水俣せっけん工場設立。廃食油の回収、せっけん製造を開始
1992	カシオペアの会	胎児性患者や障害者らが結成。ゆっくりとマイペース。月に何度か集まり、明水園に入園している人も外泊外出して参加しお花見や、学習会を実施
1996	ほたるの家	水俣病を伝える活動、裁判支援、相談所。2007年からNPO法人水俣病協働センター
1998	ほっとはうす	胎児性患者と障害者が共に働く場、共同作業所とし開店。2000年度から小規模作業所、2003年から社会福祉法人
2019	水俣病胎児性小児性患者・家族・支援者の会	
2020	エコネットみなまた はたらーく (傍楽生)	障害者、小児性・胎児性水俣病患者らとともに環境に配慮した農産物・せっけんなどの製造・販売

小児性・胎児性水俣病患者たちが中心として開催

1975年

若い患者の集まりでチッソに「仕事ばよこせ！人間として生きる道ばつくれ」のビラを配布

1978年

9月23日

若い患者の会
水俣市文化会館で「石川さゆりオンステージ」

1991年

11月

水俣市文化会館で開催された「国際環境会議」のロビーで胎児性患者半永一光の写真展→「カシオペアの会」結成へ

1996年

6月22日

障害者プロレス「ドッグレグス」を水俣に招き水俣公演を水俣市立体育館で開催

2015年

若かった患者の会 結成

2017年2月

「石川さゆりコンサート」を開催

2018年8月

若かった患者の会「いま、生きることを考える」講演会開催

2021年9月

映画「MINAMATA」水俣先行上映実行委員会に参加

水俣病をめぐる今般の状況

2024年 水俣病の公式確認から68年

2004年 最高裁判決：国や県の行政責任

2013年 国の認定基準の過ちも認める

行政の水俣病の病像、認定制度・救済策が破綻。

2023年9月27日 ノーモア・ミナマタ近畿訴訟判決

128人原告全員が水俣病（特措法上）

低濃度長期汚染の遅発性水俣病、特措法対象地域外の曝露、

1974年1月までの曝露、を認めた。

10月5日チツソ、10月11日熊本県と国が控訴

2024年3月22日 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟

144人のうち25人が水俣病→除斥期間による請求権の消滅が適用され、原告敗訴

特措法対象地域外の曝露、曝露終了後から10年程度

1973年12月31日までの暴露を認めた

水俣病患者の苦悩と苦闘は続いている

現在係争中の水俣病訴訟

	訴訟名	裁判所	被告	原告数	進行状況
1	ノーモア・ミナマタ 第2次訴訟	熊本（国賠）	国・熊本県・チッソ	1424名 （第1陣～第14陣）	2013.6.20提訴、2024.03.22・熊本地裁判決（第1～2陣144人原告敗訴、25名は水俣病と認めたが除斥期間による請求権の消滅）、福岡高裁で係争中
2		東京（国賠）	国・熊本県・チッソ	82人	2014.8.12提訴、東京地裁で係争中
3		大阪（国賠）	国・熊本県・チッソ	137人	2014.9.29提訴、2023.9.27判決（原告勝訴）、大阪高裁で係争中
4	新潟水俣病第5次訴訟（ノーモア・ミナマタ第2次訴訟）	新潟（国賠）	国・昭和電工	147人	2013.12.11提訴、2024.4.19判決（先行47人の結審中26人勝訴）、係争中
5	新潟第2次行政認定訴訟	新潟（行政）	新潟県・新潟市	8人	2019.2.4提訴、係争中
6	第2世代認定義務付け訴訟（水俣病被害者互助会）	福岡（行政）	国・熊本県	7人	2015.10.15提訴、2022.3.30判決（原告敗訴）、福岡高裁で係争中
7	倉本チズ棄却取り消し・認定義務付け訴訟	熊本（行政）	熊本県	1人	2018.12.19提訴、係争中
8	川上氏棄却取り消し・認定義務付け訴訟	大阪（行政）	熊本県	1人	2020.6.17提訴、係争中
9	御所浦の原告 認定義務付け訴訟	大阪（行政）	国・熊本県	1人	2020.5.25提訴、係争中
10	特措法手帳返上損害訴訟	東京（損賠）	国・熊本県・鹿児島県・チッソ	1人	2019.6.1・東京地裁判決（原告敗訴）、2020.2.27・東京高裁判決(原告敗訴)、原告上告、最高裁で係争中(2022年6月現在)
11	大戸迫智棄却取り消し・認定義務付け訴訟	熊本（行政）	熊本県	1人	2024.9.18提訴、係争中

ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟大阪地裁判決要旨

- 原告128人すべて水俣病に罹患
- 損害賠償金275万円（一人）（6人は昭和35年以前であるためチツソのみ）
- 水俣病は、魚介類を介してメチル水銀を摂取したことによる中枢神経疾患
- 疫学的因果関係を認める
- 四肢末梢優位の感覚障害又は全身性感覚障害に加えて、舌の二点識別覚異常、口周囲の感覚障害、求心性視野狭窄又は運動失調は水俣病の蓋然性が高い
- 感覚障害のみの水俣病を認める
- 毛髪水銀50ppm下回る低濃度のメチル水銀長期曝露を認める
- 1974（昭和49）年1月までの曝露
- 昭和48年魚介類の水銀暫定規制値（総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm）より低い魚介類でも発症リスクがある
- 特措法の対象地域外（姫戸町、倉岳町、新和町、河浦町宮野河内地区、旧長島町、など）の曝露を認める
- 昭和49年1月までの時期に水俣湾又はその近くで獲られた魚介類を多食した者の発症を認めた

出典：平成26年（ワ）第9280号他11件判決要旨から筆者抜粋

被害者軽視の態度が露わに

□2024.5.1 水俣病慰霊式後の環境相と患者団体の懇談（環境省主催）

◎環境相が当事者の声を聞く機会として設けられた。

◇1団体3分 8団体が参加

◇発言が長引くと、内容をまとめるよう求める環境省職員

◇水俣病被害市民の会代表の山下善寛さん（83）マイク遮断

◇水俣病不知火患者会長の岩崎明男さん（70）発言をさえぎられる

◇水俣病患者連合副会長の松崎重光さん（82）マイク遮断

◇「マイクの音量を切ったのか」と詰め寄る

◇環境省職員は「不手際。申し訳ありません」と返答 （熊本日日新聞2024.5.2）

◇伊藤氏は懇談後の記者会見 5/5

「意図的に切ったのかは知らない。発言は全て聞き取りメモをした。一度の懇談で全てを聞くことができないので、これからも機会を見て話を伺いたい」

と述べた。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE042K40U4A500C2000000/>

被害者軽視の態度が露わに

- 5/7被害者団代が「被害者たちの言論を封殺する許されざる暴挙」と抗議
- 環境省 特殊疾病対策室長が8日に被害者側に謝罪する方針を明らかに
(5/7記者会見)
- ◇マイクの運用について事前にアナウンスする予定だったが「読み飛ばした」と説明。
- ◇伊藤環境相の謝罪は現時点では予定していない
- ◇6/30特殊疾病対策室長厚生労働省大臣官房付に出向
- ◇伊藤環境相、7月8, 10, 11日 水俣市、鹿児島県獅子島などで再懇談

被害者らの抗議に対して

◇熊本県の木村敬知事5/10定例記者会見：発言団体側が抗議した状況を「大臣も環境省（職員）も事実上つるし上げになっていた」（熊本日日新聞2024.5.12）

◇各団体によると確認された電話は計5件。「（割り当て時間の）3分を守らない方が悪い」「騒ぐのはおかしい」

◇懇談に出席していない患者支援団体にかかってきた電話は3件。「環境省だけ責められるのはおかしい」「対立が生まれぬか心配」といった内容だった。

◇5/21 水俣学研究センターにも

5/10の「時間守らないのがおかしい」水俣病被害者団体に批判電話やメール 毎日新聞 花田研究員のコメントを見て ([mainichi.jp](https://www.mainichi.jp))

「被害者側が責められることは何もないことはない」とあるが、何もないことはない。時間を守らないのに声を荒げてマイクを切ったことに抗議するのはカスタマーハラスメントでは。といった内容

2025年度宇城市総合カレンダー

2月のページ「ハンセン病・水俣病などの**感染症**を正しく知っていますか」と掲載

○2月28日、およそ2万3230世帯に配布

○市民からの指摘で発覚

○3月21日、発表

○4月に全世帯に訂正のチラシとシールを配布

市職員らの啓発活動、勉強会

4月16日、HPにお詫びとお願い



<https://www.city.uki.kumamoto.jp/gyousei/jinkenkeihatsu/2485041>

宇城市長コメント

この度は、2025年度宇城市総合カレンダーにて、啓発文の記載の誤りにより、市民の皆さまへ大変なご迷惑をおかけしたこと、また、市の信用を失墜しましたことに対し心よりお詫び申し上げます。

水俣病、ハンセン病の当事者の皆さまや水俣病問題、ハンセン病問題の解決・啓発に取り組まれている関係者の皆さまに、不快な思いや多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

今後は、人権啓発関係職員が学びなおしを行うことはもとより、私自らも現地に赴き、職員全体が水俣病問題、ハンセン病問題に対して知識を深めるとともに正しい啓発に向け、意識を高めるよう努めてまいります。

今回の件を大変重く受け止め、人権問題の正しい啓発活動および人権啓発行政の信頼回復に向け、しっかりと取り組んでまいります。

家庭教師のトライ 誤表記

○2016年2月から配信

オンライン学習サービス「トライイット 中学歴史」の四大公害病に関する動画の講師の説明とサイト内の文章。水俣病について「この病気が恐ろしいのは、遺伝してしまうことです。妊婦さんが水俣病にかかり、生まれてきた赤ちゃんまでもが発症することがありました」としていた。

○視聴数、7万回を超える

○2025年4月28日、患者団体が指摘

5月23日、「水俣病が遺伝するという事実はなく、不正確な表現となったことをおわびの上訂正いたします」と謝罪文を公表、同日までに問題の表現が記載された教材内容を非公開にした。

参考資料：2025.5.24 熊本日日新聞朝刊 1面、2025.5.24 熊本日日新聞朝刊 21面

水俣は今 水俣市は水俣病と向き合いたくない？

2019年3月20日 水俣市昭和町に立てられた看板



2023.10.18

水俣病の歴史が消されようとする

1909 (明治42) 年 最初の日本窒素肥料株式会社水俣工場

1978 (昭和53) 年からは (株) 江川 合金鉄加工販売



2020.2.21



2023.9.22

チッソ旧工場 2015.11.3

2023/09/22

『「5・1」を考える ― 水俣病公式確認56年』 原田正純

「今年も五月一日がやってきた。(中略)この日が水俣病公式確認の日であることは参列者の多くが知っているだろうが、国道三号線のすぐ下に、水俣病公式確認の契機となった第1号患者が、ひっそりと、生き続けていることを何人が意識しているだろうか。三号線からわずか百歩も離れていない家に半世紀以上も密やかに、病魔との孤独な闘いを続けているのである。

(中略)三歳で発病した実子さんには1973年に原告側が勝訴した一次訴訟を通して一時金1800万円と月々の手当が出ているが、問題が終わったものとして世間から注目されることも少なくなった。5月1日の慰霊式の日にはさえ訪れる者もなく、マスコミに取り上げられることもない。一次訴訟のあの時の裁判原告たちは『補償金をもらった』から問題は終わったものとして忘却されている。」

公式確認のきっかけとなった女性は今

生年月日	1953（昭和28）年5月3日	年齢：72歳 （2025年8月現在）	性別：女性
認定の状況	昭和31年12月1日	水俣奇病対策委員会によって水俣病と決定	
	昭和45年1月	旧救済法による認定	
	補償協定	Aランク	
その他	障害者手帳	1種1級	
家族内の水俣病被害状況			
水俣病認定患者	父（1988年死亡）	1972（昭和47）年認定	
	母（1988年死亡）	1972（昭和47）年認定	
	第5子（S子三女、1959年死亡）	1956（昭和31）年12月1日	水俣奇病対策委員会によって水俣病と決定
	義兄	2013（平成25）年11月認定	
医療手帳	第2子（長女）（2024年死亡）	第3子（次女）	第4子（次男）
水俣病被害者手帳	第1子（長男）		

出展）ヒアリングにより筆者作成

公式確認のきっかけとなった女性

1日の介護利用時間の制度区分状況 2021年8月現在 ヒアリングにより作成。

		月	火	水	木	金	土	日
早朝	6:00							
	7:00							
午前	8:00							
	9:00							
	10:00							
	11:00							
午後	12:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
	13:00	訪問入浴		訪問入浴	医療訪問看護 (チッソ)	訪問入浴		
	14:00							
	15:00							
	16:00		医療訪問リハビリ (チッソ)					
	17:00	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
夜間	18:00							
	19:00							
	20:00							
	21:00							
	22:00							

障害者総合支援法
 介護保険
 チッソ負担

協定書 前文

七、 チッソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あっせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる。

2004年最高裁判決後の行政の発言

<p>小泉純一郎首相 (当時) 2004.10.16 熊日朝刊</p>	<p>「被害に遭った方は大変ご苦労が多かったと思う。二度とあのような悲惨な公害を繰り返してはいけない。判決は厳粛に受け止める」</p>
<p>細田博之官房長官 2004.10.16熊日朝刊</p>	<p>「当事者をはじめ、多年にわたり苦悩を強いられた方々に誠に申し訳ない気持ちだ」と謝罪 行政の不十分な対応が被害を拡大したとの批判に対しては「行政上の反省すべき点が多い事案だ」</p>
<p>小池百合子環境相 2004.10.16熊日朝刊</p>	<p>原告が要求する判断条件の見直しや療養費支給などについて「真摯（しんし）に対応したい」</p>

水俣病の被害を訴え続ける 2017.9.28

「水銀に関する水俣条約」第1回締約国会議 水俣への思いをささげる時間

「私は15歳の時にスウェーデンに行きました。水銀の恐ろしさを伝えに行きました。61歳になりました。みんなどんどん悪くなっています。歩けなくなりました。このTシャツは胎児性の方が書いてくれました。みんなの気持ちを持ってきました。私も悪くなっています。これが最後だと思って来ました。

何べんも何べんも言ってきました。

水俣病は絶対に終わっておりません。

今も裁判で闘っている人がおります。

水銀が埋め立て地にあります。

県も国も何もしておりません。患者の気持ちになってやってください。水俣病は終わっておりません。」

水俣病被害者互助会

認定義務付け訴訟控訴審 結審

2025.12.23 (火) 福岡高等裁判所

2026年 水俣病公式確認から70年

若かった患者の会主催

石川さゆりコンサート 水俣市で開催予定

若かった患者の会Facebook



参考文献・引用文献・おすすめ文献

原田正純著『水俣病』岩波新書、1972年 『水俣病は終わっていない』岩波新書、1985年2月

原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社 1989年、『水俣病に学ぶ旅』日本評論社 1985年

花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第1～5集』日本評論社

原田正純著『水俣・もう一つのカルテ』1989年、『私の水俣学ノート 金と水銀』講談社2002年

原田正純著『いのちの旅－「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局 2002年

原田正純、田尻雅美、山下善寛「環境病跡学－環境汚染による疾病の疫学的診断方法」『社会医学研究』第26巻 2009年6月

田尻雅美著「水俣病の歴史と差別の実態」『部落解放研究』216号部落解放・人権研究所、解放出版社、2022年3月

田尻雅美著「水俣病被害を矮小化するカー病名変更を求める看板から考える－」『月刊ヒューマンライツNo.376』部落解放・人権研究所、解放出版社、2019年7月

田尻雅美著「シリーズマイノリティの声 第23回 放置される水俣病－救済策によって強化される差別」『月刊ヒューマンライツNo.357』部落解放・人権研究所、解放出版社、2017年12月

田尻雅美著「水俣病の歴史と差別の実態」『部落解放研究』部落解放・人権研究所、216号

『差別禁止法制定を求める当事者の声④水俣病問題のいま』部落解放・人権研究所2017年10月

熊本学園大学水俣学研究センター『ブックレットNo.1～17』 熊本日日新聞社

花田昌宣著『水俣病研究序説』藤原書店 2004年

水俣学研究センター資料叢書Ⅰ『水俣病に対する企業の責任』水俣学研究センター

水俣病研究会編『水俣病事件資料集上下巻』1996年

有馬澄雄編集『水俣病 20年の研究と今日の課題』青林舎1979年

東京・水俣病を告発する会編 縮刷版『告発』『告発』縮刷版発行委員会1971、1974年

吉田司『下下戦記』白木社、1987年12月